給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再口）第８号
神奈川県大和市上和田1836番地43、前住所神奈川県大和市深見西４丁目６番13―704号
再生債務者　田中めぐみ（旧姓石崎）
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年６月２日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年７月14日まで
平成22年６月30日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（再口）第１号
長崎県諫早市小船越町1187番地33
再生債務者　松本　幸雄
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年６月16日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年７月14日まで
平成22年６月30日　長崎地方裁判所大村支部

平成２２年（再口）第１号
愛媛県新居浜市角野新田町３丁目12番50号
再生債務者　中岡　裕治
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年６月21日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年７月21日まで
平成22年６月30日　松山地方裁判所西条支部

平成２２年（再口）第３号
茨城県龍ケ崎市長山４丁目１番地１　９棟201号室
再生債務者　大森　直樹
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年６月23日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年７月26日まで
平成22年６月30日
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

平成２２年（再口）第１号
沖縄県石垣市字白保268番地の217
再生債務者　大泊　　均
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年６月18日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年７月27日まで
平成22年６月29日　那覇地方裁判所石垣支部

平成２２年（再口）第１号
鹿児島県霧島市福山町福山5560番地６
再生債務者　谷山　浩次
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年６月９日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年７月28日まで
平成22年６月30日
鹿児島地方裁判所加治木支部

平成２１年（再口）第２２号
神奈川県藤沢市大庭5250番地の５　アヴェニール湘南Ⅱ206
再生債務者　石川　良之
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年６月25日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年７月15日まで
平成22年７月１日
横浜地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再口）第２５号
埼玉県川口市末広２丁目19番12号
再生債務者　池田　清剛
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年６月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年６月29日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再口）第１０００３号
富山県高岡市中川栄町10―23
再生債務者　中嶋　　勝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年６月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年６月25日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再口）第６号
堺市南区原山台１丁５番２―207号
再生債務者　矢内　幸夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年６月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年６月28日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２２年（再口）第２号
奈良県橿原市西池尻町29番地の88
再生債務者　平野　竜一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年６月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年６月25日
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（再口）第３号
堺市北区金岡町1100番地68
再生債務者　布生　清久
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年６月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年６月29日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２２年（再口）第３号
秋田県大仙市協和船岡字沢内755番地１
再生債務者　五十嵐秀穂
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年６月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年６月30日　秋田地方裁判所大曲支部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成 22 年７月８日　　愛媛県教育委員会
1　失効した免許状の種類、番号、授与年月日、授与権者、氏名、本籍地
⑴　中学校教諭１種免許状（技術）、平４中１種第1258号、平成５年３月31日、福岡県教育委員会、井上　靖浩、愛媛県
⑵　高等学校教諭１種免許状（工業）、平４高１種第1596号、平成５年３月31日、福岡県教育委員会、井上　靖浩、愛媛県
2　失効年月日　平成22年６月23日
3　失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

会社その他の公告

会社公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を継承して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十二年九月一日であり、甲は会社法第七百九十六条第三項に基づき、また、乙は同第七百八十四条第一項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに合併することを決定しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年六月二十四日
掲載頁　一〇八頁（号外第一三三号）
平成二十二年七月八日
東京都小平市小川東町五丁目七番一〇号
（甲）わらべや日洋株式会社
代表取締役　日川　英俊
埼玉県吉川市大字南広島四四二番地一
（乙）株式会社デリモア
代表取締役　森　　松逸

会社公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部（甲株式四百十株を含む）を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　日本経済新聞
掲載の日付　平成二十二年七月一日
掲載頁　十七頁
（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
平成二十二年七月八日
東京都千代田区三番町六番地一
（甲）株式会社エンタープレイン
代表取締役　濵村　弘一
東京都千代田区三番町六番地一
（乙）株式会社メディアリーヴス
代表取締役　濵村　弘一